〇〇年（〇）第〇〇〇〇号

決　定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　被告人　〇　〇　　〇　〇

上記被告人に対する〇〇事件について，当裁判所は，検察官及び弁護人の意見を聴いた上，次のとおり決定する。

主　文

　検察官の証明予定事実を記載した書面の提出及び送付並びに証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べ請求の期限を，いずれも〇〇年〇〇月〇〇日と定める。

　　　　　〇〇年〇〇月〇〇日

　　　　　　　　〇〇〇〇裁判所〇〇部

　　　　　　　　　　　裁判長裁判官　　〇　〇　　〇　〇　㊞

　　　　　　　　　　　　　　裁判官　　〇　〇　　〇　〇　㊞

　　　　　　　　　　　　　　裁判官　　〇　〇　　〇　〇　㊞